

# 身分制議会と立憲主義

## (七)

- (5) 近代国家の形成と反逆罪
- (6) 領土国家と国民
- (7) 国民と主権
- (8)
  - (i) 国民の創出
  - (ii) 国民主権の意味
- 刑法典と國家

北原

仁

## (5) 近代国家の形成と反逆罪

### (一) 君主國家と反逆罪

アメリカの憲法学者のボビットは、西欧におけるルネッサンスから現代までの国家の歴史的変容過程を、①君主国家（Princely State）、②国王国家（Kingly State）、③領土国家（Territorial state）、④国家国民（State-Nation）、⑤国民国家（Nation-State）、⑥市場国家（Market-State）と類型化する。<sup>(1)</sup>これらの国家形態には、それぞれの正当性が対応する。正当性は、①君主国家においては、王朝にあり、②国王国家においては、国家にあり、③領土国家においては、国家が領土を効率的に運営できるかにかかるおり、⑤国民国家においては、国家が国民の福祉を向上できるかにかかるおり、⑥市場国家においては、国家が市民の機会を拡大できるかにかかる。<sup>(2)</sup>しかしながら、これらの類型は、国家と国王との関係を基準にすれば、①から③の国家類型群と④から⑥までの国家類型群と二つに大別できる。前者の国家類型は、国家の正当性が国王の正統性と結びついている。したがって、国王に対する侵害は、国家に対する侵害と觀念されるのである。近代市民国家の出現は、③類型から④類型への跳躍と考えることができる。

君主国家は、一五世紀末、国王個人の権力が国家に重ね合わされたときに誕生したが、そのモデルとなつたのは、イタリア諸都市であった。イタリア半島は、ローマ、ナポリ、ミラノ、フィレンツェおよびヴェネツィアという五つの都市国家が支配していたが、ルネッサンス・イタリアの中心は、フィレンツェであった。その都市国家の統治形態は、次のように要約できる。①相続と婚姻によって領土が伸縮する王国とちがつて、都市は、地理的に画定され、同じ土地の共通の文化を育む。②都市は、豊かであつて、ファレンツェの収入は、イギリスよりも多かつたか

ら、官僚制を設けることができた。③都市の富は、他国に羨むほどのものであつたが、人口が少なく、傭兵に頼らざるを得なかつた。④しかし、技術革新によつて、旧来の城壁とやぐらによる防御が時代遅れとなりつつあつた。中世から拡大深化する軍事革命の最中にあつて、君主国家 (the princely state) は、新たな指導力を創出すことによつて、正統性を確保しなければならなかつた。<sup>(3)</sup> マキアヴェッリは、新たなフィレンツェ国家の正当性を求めて、次のように提案した。①傭兵 (condottiere) は、報酬に執着し、腐敗しやすく、決定的な戦いを避け、好条件を求めて寝返るから、徴兵制をもつべきである。②君主は、臣民から忠誠を引き出すような制度を設けなければならない。忠誠は、封建的な領主・家臣関係から生ずるものであるが、イタリアでは、中世社会の崩壊とともに、失われたからである。③自立的な法的・戦略的な組織が必要である。優れた武器があるところには、優れた法律がなければならない。忠誠は、封建的な領主・家臣関係から生ずるものであるが、イタリアでは、中世社会の崩壊とともに、失われたからである。④智謀と暴力は、個人としては悪であつても、君主が国家のために行動するためには、正当化される。⑤常設大使館と精確な情報源は、外交の成功ために維持されなければならない。<sup>(4)</sup> ⑥法と戦争における君主の戦術は、国家建設目的にどれだけ寄与したかを合理的に評価して、計るべきである。この提案には、当時のフィレンツェが直面していた課題が浮き彫りになつてゐる。結局、君主の権力を拡張することによつて、国家は、失われた封臣関係と上級領主への義務を市民の義務に代えようとしたのである。<sup>(5)</sup>

しかし、都市国家は、新たな戦争の規模に見合うだけの資源を集めることができなかつた。イタリアは、憲法秩序の孵卵器であることを止めたのである。一四八〇年代に始まるイタリア式要塞 (trace italienne) によつて、建設費だけでなく、攻め落とすために、莫大な費用を必要とし、君主国家から国王国家 (a kingly state) への変遷を促した。<sup>(6)</sup>

したがつて、大逆罪 (crimen laesae maiestatis) と近代の政治犯概念との違いも忠誠観念の変化に求めることができる。<sup>(7)</sup> 一二世紀から一八世紀にかけて、小さな都市共同体から強力な国民的絶対主義へと展開するにつれて、大逆罪の役割と重要性も絶え間なく増大し、この制度には、先ず最初に共同体の防衛、次いで君主の防衛、権力機構の防衛、軍隊の防衛、経済制度の防衛、教会組織の防衛が、要するに、国家とその際限ない現象形態の細部に亘る側面の防衛が委ねられるのである。<sup>(8)</sup>

この国家観の変容は、一五世紀から一六世紀にかけての大逆罪概念の発展に反映されている。特に注目に値する学者がジラロモ・ジヤンティ (Giralomo Gianni) である。<sup>(9)</sup> この法理は、ローマ法に由来するものであるが、ローマ法大全 (四八・四・一) に受け継がれたウルピニアヌスの定義は、「しかしながら、大逆罪は、ローマ人民に対して、または、その安全に対して犯される罪である (maiestatis autem crimen illud est, quod aduersus populum romanum vel adversus securitatem eius committitur)」<sup>(10)</sup> である。しかし、ウルピニアヌスの見解は、「ローマ人民の安全」概念を結びつこており、一五世紀の国家の安全には、ほとんど役立たなかつた。ソリド、ジヤンティは、大逆罪を次のように説明している。「したがつて、ウルピニアヌスによれば、大逆罪とは、ローマ人民またはその安全に対して犯す罪であり、それゆえ、今日では、前述の定義は狭すぎ、今では、前言は、あらゆる点で大逆罪には不適切である。といふのは、ローマ人民の権威は、消滅しており、その全ての権利は、君主に移転されており、そりで、大逆罪を拡大する法典が生まれたのである」と。<sup>(11)</sup> こゝして、ウルピニアヌスの「ローマ人民の威厳 (maiestas populi romani)」と君主のそれとが併記されたのである。その上、ローマ法では、大逆罪は、瀆神に類するもの (proximum sacrilegio) と定義されていた。瀆神は、キリスト教において、神的大逆罪となり、その範囲として、異端、教会分裂、棄教、瀆神、聖職売買その他神の権威に対する罪を含み、瀆神の別称として、キリ

スト教徒が犯しうる罪の中で最も重いものと考えられた<sup>(12)</sup>。

主権が国王に帰属する結果として、反逆罪の類型を列記するユリウス大逆法 (*lex Iulia maiestatis*)に基づいて、国事犯罪を処罰することが可能となつた。最初は、この法律がローマ市 (*la civitas romana*) に対して犯された罪にのみ適用され、他の都市には適用されないと考えられていたが、ローマ市以外にも適用されると考えられるようになつた。<sup>(13)</sup> ローマ市から自立している国 (*republica*) であり、国庫 (*fiscus*) を有する都市には、主権の侵害に対するユリウス大逆法が適用され<sup>(14)</sup>、皇帝と教皇以外であつても、自分以外に上級者が認められないあらゆるあらゆる制度に対して、大逆罪がありうると考えられた。最も典型的な例がヴェネツィア共和国であり、ハリでは、謀反した者は、大逆犯とされたのである。<sup>(15)</sup>

大逆罪に見られる政治犯罪立法は、権力の不安定な危機の時代を反映しているばかりでなく、この危機に対処する切り札でもあつた。これは、王権が社会の諸階層から生ずる抗議に対する防壁を築くとする試みと考えることができる。<sup>(16)</sup> ジャン・ボダンの『*論じよ*』に、「国の絶対的で永遠の力は、ラテン語では、マイエスタス (*majestatem*) と呼ばれているものである」としても、説得的な権力イデオロギーとしては、国家の隠喻として君主像を利用する<sup>(17)</sup>ことである。つまり、君主と国家を一致させるのである。すなわち、「主権者は、国家を象徴し、代表し、国家である。主権者の役割を示し、主権者像の権威を強化し、一連の複雑な権限と権力によつてそのイメージを調える」と<sup>(18)</sup>によって、主権者が具現する制度の仕組み全体がより強固なものと」するのである。そのためには、次のような隠喻が用いられる。

①国家——身体という隠喻では、主権者が頭であつて決定を行い、四肢は、これを実行するという「明らかに神祕體 (corpus myticum) を模したもの」である。

②小宇宙としての国家（Stato come microcosmos）といふキリスト教宇宙論においては、君主は唯一にして最大の支配者であつて、主権者は、社会の代表者であり頭である。社会は団体（universitas）、つまり、一つの全体的な総体と解され、代表者は社会を象徴するだけでなく、社会の名において、社会の代理人と解される<sup>(19)</sup>。

やるに、君主は、マルク・ブロッケが示したように、病を治療するという魔術的・呪術的な属性を有し、それは、（シャルルマーニュやルイ九世のように）人々の伝説と信仰に基づいていたが、徐々に意図的に宣伝されるようになつた。<sup>(20)</sup>儀式のうちで最も重要なものが、叙階の塗油（unzione consacratoria）であった。フランスとイギリスの国王は、奇跡を行う医師となることができたからである。次いで、儀式は、神話学および象徴と分かちがたく結びつく。塗油式を終えた聖なる国王は、司祭の意味を帯びる。ただし、これは特殊な司祭職であつて、教会の職階理念においては法皇の次席であるが、国家においては最高権力者となる<sup>(21)</sup>。しかし、君主の神聖化だけでは、十分ではない。重要なのは、権力と国家の不可侵性を個々人と集団が納得することをつうじて実現される社会的統合過程である<sup>(22)</sup>。

この統合過程は、封建的な服従儀礼を再編することによって行われた。封建関係においては、家臣（il subiectus）は、一人の領主の命令に包括的に服従する義務はない。つまり、家臣の服従義務は、積極的な臣従、忠誠、忠義および報恩からにじみ出していくのであるから、最善の服従を期待するには、領主の側からも配慮するという沈黙のルール（il praecipuum tacitum）がある。最善の関係にあつては、領主の役割（il ruolo del dominus）が家臣の役割に対応してくるはずである。しかし、忠誠（fidelitas）は、封建関係から生まれたものであるからローマ法にない語である。一六世紀末、ある法学者は、「エスティニアヌスが法を編纂したときの古い法では、忠誠の誓いは、知られていないがたし、」の言葉も古い法には見出せない（Baldo）と記している<sup>(24)</sup>。

大逆罪の中で最も重大なものが反乱罪であるが、バルトロ (Bartolo da Sassoferato) は、反乱罪 (*il crimen rebellionis*) の主要な面を分析すれば、反乱は、古典世界の戦闘 (duelles) または裏切り (perduelles) と違<sup>(25)</sup>うといふ。反乱という語は、家臣でありながら、背く者についているのであって、忠誠・服従関係にない者は、この語は用いられないものである。しかし、忠誠の破棄は、不忠義 (infidelitas) と呼ばれ、上級者に対する義務に反するといふ点で、古典世界の戦闘 (duelles) の根底にある考へ方やんなり異ならぬ<sup>(26)</sup>。

バルトロは、反逆者 (proditor) や反乱者 (rebellis) を区別し、「反逆者は、誰でもなりうるが、犯罪の実行または計画の対象である君主 (princeps) の家臣でなければ、反乱者にはなりえない」と説明した。<sup>(27)</sup> して、バルトロは、反乱の罪が政治権力を侵害するといふ性格を強調して、私人に対する侵害をこの罪から排除したのである。これは、家臣が領主に対し犯す封建的な罪と国事犯罪とを完全に分けた法理<sup>(28)</sup>が成熟していく過程の結果である。あるいは、大逆と反乱の相違の法的根拠として、主権と一般的な論点がもちだされた。反乱者 (rebellis) は、大逆罪の範疇に吸収されて、大逆罪概念が整理された。<sup>(29)</sup> のように、大逆罪は、反乱にも適用され、これは、扇動 (seditio) (敵対する行為 (facere aliquid contra))、不忠義 (l'infidelitas) (行動を起す行為 (non facere)) へと拡大され、あるいは、扇動と不忠義とが統合して、反乱 (rebellio) は、不服従 (il non obbedire) や回視される裏切り行為と結びつけられるのである。<sup>(30)</sup>

反逆が大逆とされる所以で、反逆は、瀆神の様相を呈するようになり、「ダンテが反逆者に地獄の拷問のもつとも残酷なものを思い描いているのも偶然ではない」。あるいは、これには、被告人の自白と残忍で見せしめ的な刑罰が伴う。自ら罪を認めるという厳酷な行為によつて、反逆者は、清められ、反逆行為が解消されるとともに、権力装置が再生されるからである。残酷な刑罰は、反逆者の遺灰をもまと散らして、肉体を完全に消し去らうとするだ

けでなく、記録や痕跡をも拭い去らべとするよ<sup>ハ</sup>に、反逆者の家を破壊し尽<sup>ヘシ</sup>し、反逆者の遺物と社会的実体も、存在しなかつたかのように装おうとする。<sup>(32)</sup>

一六世紀の別の法律家は、<sup>ハ</sup>のよ<sup>ハ</sup>に書<sup>ヒテ</sup>る。「<sup>ハ</sup>の反逆罪 (hoc crimen prodictionis) は、重大なものであ<sup>リ</sup>、めいとむ恐ろしいものである。信義を守る<sup>ハ</sup>と以上に人に大切な<sup>ム</sup>の<sup>ナヘ</sup>、<sup>ハ</sup>の結果、信義を破る<sup>ハ</sup>ムば、万民法を侵害し、人間社会を保つてゐる絆を切斷するからである (Maximum et atrocissimum est hoc crimen prodictionis: nam cum n*il* magis homini conveniat quam fidem sevare, consequens est ut fidem frangens ius gentium laedat ac vinculum quo humana societas continetur dirumpat.)」 (Deciani)<sup>(33)</sup> と。反逆者は、信義に欠け、社会契約を破り、人間社会の外に置かれ、そのむくの神聖にして古い法にも反してゐる。彼は、「人類の敵」となるのである。<sup>ハ</sup>には、「反逆の檜は、何と残酷で不吉な<sup>ム</sup>のだらう。その危険から身を守る<sup>ハ</sup>とができる者は、ほとんじないか、全くいない」 (Angelo degli Ubaldi) のであり、「反逆者とは、隣人の安全を危機に陥れるために、隣人を裏切り、隣人を巧妙に教唆する<sup>ハ</sup>」<sup>(34)</sup>。また、自分は友人であると見せかけつつ、後になつて、損害や侵害をあたらすか、又は欺く者を<sup>ハ</sup> (Gianti) のであり、反逆者は、尖つた剣なのである (Conrad Braun)<sup>(35)</sup>。スペインの『七部法典』は、次のように確認する<sup>ハ</sup>から始めてゐる。「反逆は、めいとむ悪しき<sup>ム</sup>であつて、人の心に生じうる最悪の事柄」であると。

しかし、大逆概念の定義は、依然として個々の反逆行為の列記じとどまつてゐた。一五世紀・一六世紀になる<sup>ハ</sup>、<sup>ハ</sup>の本質から<sup>ハ</sup>れを定義しようとする。「權威は、共和国の最高權力であつて、最高權力は、高位の者が服従する者に対し有する<sup>ム</sup>のである」から、<sup>ハ</sup>の權威を毀損する行為が大逆罪とされるのである。權威は、国家の中心から、公務を通じて周辺まで拡大し、国家に対する權威に直ちに反応する抑圧機構によつて防護される

ようになつたのである。<sup>(37)</sup> したがつて、むろん侵害の形態も一様ではない。たとえば、次のように分類される。①反逆 (la perduellio) は、「第一級のものとも恐ろしい罪 (primum et atrocissimum crimen)」であつて、国家との安全に対する正面からの過激な攻撃を表している。②公共の権威または公権力の転覆 (la turbatio auctoritatis seu potestatis publicae) は、特定の対立または紛争の契機を表し、制度が危険な状態なる可能性を生ずるものである。③尊敬の念の侵害 (la laesio venerationis) は、政治権威の安念と信用を形成している尊敬と服従の義務の全体を低下させるものである。<sup>(38)</sup>

### (二) フランス絶対主義と大逆罪

中世後期のフランスの反逆罪立法は、ローマ法によつて育まれ、それゆえにまことに主権的諸権利に対する国王の要求の產物であった。法律家たちは、『ローマ法大全』から強力な君主といつ概念を取り出し、絶対主義の創出過程を準備した。この概念によると、君主は、古い自由を踏みにじる一方で、同じ理由で暴力と無秩序を除去できるものでもあつた。封建的な原則を損なうこの新しい公法を構築する過程で、法律家たちは、ローマ法を援用しただけでなく、公共善といつもひと高次の原則に訴えたのである。<sup>(39)</sup> 「王位 (corona regis)」は、「共通の国家 (communis patria)」ふれ、「国王と王国共同体との精神的な結合」を表すようになつたのである。<sup>(40)</sup> 一五六〇年から一五九八年までの宗教戦争は、国内政治としては、王位をめぐる王朝一族の争いであり、一族同士の利益の錯綜状態 (ギーズ公の場合のように) を意味し、対外的には、スペインとフランスの霸権争いであった。<sup>(41)</sup> 国王の権威を人民に示すべく王国を巡回する移動宫廷の遍歴の時代は終わりを告げ、ベルサイユ宮殿と城の高い壁がそびえるようになった。したがつて、ルイ十四世の治世から、国王と王国との分離は、明確である。国王が宮殿に引きこもつたこ

## フランスにおける大逆罪立法

一五三四年七月 フランソワ1世の勅令 (edict)	戦争中の外国の君主からメッセージを受け取ることを大逆罪とする。
一五六三年八月一六日の勅令	外国の君主・家臣と国事に関して通信する」とを大逆罪とする。
一五七九年五月 ブロワ (Blois) の命令 (Ordonnance)	上記に加えて国王の許可なく軍を動員する」とも反逆とする。
一五六五年一一月一九日と一六一一月二月一四日の勅令	国王の許可なく租税を徴収することを大逆罪とする。
一五六七年一一月と一五八〇年一一月の命令 (Ordonnances)	扇動的言葉を反逆とする。この命令により、パリの法律家フランソワ・ル＝ブルトン (François Le Breton) は、「 <u>ク</u> ンリ <u>3</u> 世は希代の大偽善者だ」とした科で、一五八六年一一月一日処刑される。 一六一一年一一月、ジャン＝ピエール・ムーア＝ルソール (Jean-Pierre de Leseur) が『 <u>ク</u> アルヌにおける改革教会の迫害 (La procécution des églises réformées à Béarne)』を出版したがどう、大逆罪により処刑される。
一五九五年三月一二日の勅令	一五九〇年代半ばの飢饉による、穀物の輸出を反逆とする。
一六一〇年五月一七日	武器の携帯と違法な集会を反逆とする。
一六一九年のミハロー法典 (Code Michaud)	中傷文書の出版・頒布を反逆罪とする。王の許可の内場合には、外国大使との通信、軍の召集、砲撃、軍需物資の調達、防衛に必要なだけものを越える武器の保持、戦略地点の要塞化、議会の召集、同盟への加盟、王国の退去を反逆罪とする。

とによりて、国民を自律的な全体と定義されるようになったのである。「主は一人、信仰は一人、バプテスマは一人（un seul seigneur, une seul foi, un seul baptême）」<sup>(42)</sup>新約聖書の「ハペソ人への手紙」(四・五)の一節は、宗教戦争初期、「国王は一人、信仰は一人、法律は一人（un roi, une foi, une loi）」に変換され、やがて、宗教戦争末期には、「国王は一人、國法は一人、祖国は一人（une Roi, une Loi d'État, une Patrie）」に代えられた。<sup>(43)</sup>この標語の変遷には、君主国家から國王国家への変質過程がよく示されている。

王位は、国王または王国と全くの別物でも、完全な同一物でもなくなり、国王と王位の重なり合っていた軌跡は、分岐し、共同体は、両者の間を浮遊し始めた。しかし、王位は、永遠であるから、国王の身体および地理的な王国とは別物であつて、これらの上位にあるものであつた。それゆえ、王位とこう概念は、反逆罪を非人格化するのに役立つた。<sup>(44)</sup>

謀反（trahison）は、何人に対しても犯しうるものであつたのに対し、大逆罪（lèse-majesté）は、国王、王位または王国に対するのみ犯すことができた。<sup>(45)</sup>つまり、国王は、王権の伸張の手段として、大逆罪を効果的に利用できたのである。反逆法は、一四世紀初期には、基本的に基本的なかたちを整へ、一五世紀から一七世紀半ばには、より詳細に規定されるようになるが、中世のものと異なるわけではない。<sup>(46)</sup>リシェリュー（Richelieu）枢機卿は、一六一九年、産業、交易、会社、官職、教会、軍隊等に関するミッショ一法典（le Code Michaud）を制定したが、多くの行為を反逆罪として規定した。<sup>(47)</sup>このリシェリュー枢機卿の時代に貴族の勢力を殺戮し、服従を強制し、國家理性（raison d'état）を推進するための道具として反逆法が効果的に用いられ、大逆による訴追は、最高潮に達した。リシェリューの政策を支持する論者の中で最も重要な法律家がカルダン・ル＝ブレ（Cardin le Bret）であった。彼の著書『国王の主権について』（De la Souveraineté du Roy）（一六三一年）は、大逆罪（lèse-majesté）について

ても詳述し、大きな三つのカテゴリー、つまり、①君主を中傷する、②君主の命を危うくする、③その国家に対する謀議をこらす、を掲げた。ル・ブレも、ローマ法の高度に発展した反逆概念をフランスに政治の実践に応用しようとしながら、リシリュリーの思想を補強するように、君主の中傷は瀆神に近いと考えた。「なぜなら、主権者君主は、神の代理人であり、聖書が言うように、神の似姿あるいは地上の神があるので、君主の身体は、神聖なものとしてわれわれも尊重すべきである」からであり、国王を侮辱するならば、神そのものを侮辱したこととなるからである。<sup>(48)</sup>

ル・ブレは、君主の生命に対する直接的な攻撃を王国全体を揺るがす害悪とみなす。「君主は、国家という身体を動かす精神であつて、身体を一つに保ち、全ての市民の間に平和を維持し、正義が支配するようにするのであるから」、君主の喪失は、「混乱、無秩序、盜賊、暴力おおび扇動しかもたさず、こうしたことは、国家の荒廃と完全な破壊に終わるからである」と説明する。<sup>(49)</sup>

国家に対する攻撃については、ル・ブレは、王国の行政と警察に関する二六三か条からなる一五七九年のブロワの勅令 (the Ordinance of Blois) 以降の立法を参照し、外国人と盟約し、(ル・ブレは、高級官僚と貴族に限定するつもりであつたが) 王の許可なしに王国を去ることと、および王の許可なしに軍を召集することを大逆行為と説明した。行為の実行者だけでなく、その子孫や仲間や友人も苛酷な刑に処せられ、陰謀の首謀者に従つて者も同様とされた。これには、個人だけでなく、共同体と都市全体も含まれた。最後に、国王の官吏と司法官に対する中傷・攻撃も、大逆罪と考えられた。君主がそのような中傷・攻撃の最終的な標的であったからである。しかしながら、そのような場合には、ル・ブレは、より軽い刑を説いた。<sup>(50)</sup>

一八世紀には、国家に対する重罪は、特に国王だけでなく「国民」としての政体に対する侵害であるという考え方

が定着した。その理由は、①一七世紀中葉から反政府的な共和主義的伝統が「君主の身体における国家」という主張に異議を唱え初め、「威厳」という考えが混乱したこと、②パリのパルルマンが国民の利益を代表すると主張するにつれ君主の威厳は、色あせていたこと、③大逆罪と不可分な威厳の大部分の要素に「哲学的」批判がなされたこと、④君主ではなくフランスの象徴に含まれる友愛的・祖国愛的概念が徐々に普及したこと（祖国という言葉が全面にされることによつて、威厳と暴政の概念の境界が曖昧なつてしまつた）、⑤王権概念よりも、代表的概念が広まつたこと（プロシアのフレデリック二世が「國家第一の奉仕者」であることを誇るならば、ルイ一五世も同じよう見られることを避けられない）、である。<sup>(51)</sup>『百科全書』の「大逆罪 (Lèse-Majesté)」の項目も、国王の身体よりも、国家を先に挙げている。<sup>(52)</sup>

一七一五年パリのパルルマンは、国王は、「地上で見る」とのできる神のイメージ」であると言つたが、神と国王との中世的な関係は、ここでは逆転している。宗教改革のキリスト教の分裂以降、神は、国王のシンボルの写絵でしかなくなつたからである。一七六〇年には、「神の法は、神と人との契約である。王国の法もまた、陛下とフランス国民との同盟」という神聖な契約である」と主張するに至つた。<sup>(53)</sup>一七六六年三月三日の親裁 (Lit de Justice)において、ルイ一五世は、「国民を君主と別の機関にしよう」という動きがあるが、国民の権利と利益は、当然に朕の権利利益と一体となつており、私の掌中にしかない」し、「王国の中に、同じ共通の責任と義務の自然の絆が抵抗の連帯へと変質するような団体が形成されたり、調和を乱すことしかしない想像上の団体 (un corps imaginaire) を王国に導入することも、不満である。裁判官は、団体を構成しないし、王国の三身分と別の身分でもない」と。<sup>(54)</sup>かくして、想像上の団体と称されて、君主制の政治構造を通じて具体化されている国民という幻が出現する。

ジャンセニストのパルルマン裁判官たちは、パルルマンが国王以上に国民を代表すると主張し始めていた。ロー

マ教皇との勅令「ウニゲニトウス」をめぐる争いについて、パルルマンは、秘蹟の拒否の事件について国王の介入を認めない。「王の一つの身体」は、政体を表す不死の神秘书と死すべき国王の身体とに分離し始めた。病を治癒する神秘的な国王は、失われたのである。一七五七年に生じたダミアン (Damien) によるルイ十五世の暗殺未遂事件においても、ダミアン自身は、大逆罪ゆえに極刑に処せられたとしても、臣民に触れるだけで病を治癒する伝統的な国王の力は失われ、犯人の攻撃国王の身体に触れだけで、傷つける力へと逆転したのである。<sup>(55)</sup>さらには、この事件以降は、口頭による大逆 (Lèse-Majesté) については、正式な司法手続きにおいて、この種の発言が繰り返され、広まる」と恐れて、裁判自体が回避されるようになつた。<sup>(56)</sup>

もはや、大逆罪は、刑罰を通じて罪を浄化するという意義を失い残酷な刑罰の象徴となる。モンテスキューの『法の精神』は、「大逆罪が明確性を欠く」とは、政体が専制政治に墮するのに十分である」と批判する。<sup>(57)</sup>さらに、ベッカリーアの『犯罪と刑罰』は、一七六六年にフランス語に翻訳され、啓蒙思想家の刑法思想に大きな影響を与えたが、大逆罪は、社会に対しても有害な犯罪であるが、「もつとも明確な」とばや理念を混同する専制主義と無知とが、全くこなった性質をもつ一群の犯罪に対して、この同じよび名を与へ、その結果、ほんの軽いあやまちに対してもいとぬ重い刑罰を科している」と批判している。<sup>(58)</sup>ブリソ・ドゥ・ワルヴィル (Brissot de Warville)、ベルナルディ (Bernardi) による一七八〇年にシャロン＝シュール＝マルヌのアカデミー (l'Académie de Châlons-sur-Marne) に提出された論文の大逆罪に関する議論も、次のような要望に要約できる。①大逆罪から宗教的罪を分離する」と (これは、宗教的寛容の訴えに等しい)、②大逆罪の定義から賄金造りや密輸などの軽い罪を除去する」と、③「暴政」手段としての大逆の利用の非難、④言論・出版の自由の十分な保護、⑤国王の身体に対する反逆と、公共の福利に対するその他の反逆形態とを区別する」と (公私が別々になつた) である。<sup>(59)</sup>

しかし、国王の権威が衰退したとしても、その権威をパルマン裁判官が引継ぐには批判があった。クロード・メ (Claude Mey) が一七七五年に出版された『フランス公法箴言集 (Maximes du droit public françois)』において、「[...]船会に反して主権者の心に反感を抱かせる者は、大逆の責任を負へ」 ふたて、「全裁判官集団が国王 [...]にむかひて叫むべきもの」と、国王にライバルと見えてよいにするに至った。その目的は、ひたすら国王の権威を弱め、それを分かちもしないものである。オピタル大法官が国王の甥お姫であるとして、召集した王国三部会について、どんな恐怖を吹き込んだりむだらう」と記述する。<sup>(60)</sup> われど、「君主に何ら歯止めについて知らず、君主はある規則の上に立ち、君主に基本法をも転覆させよつと進める」とば、政治家の観点からは、大逆罪を犯すいふじある」<sup>(61)</sup> ふたての見解には、三部会が国王と肩を並べる権威を有する機関であることが暗示されてゐる。

- (1) BOBBITT, Philip, *The Shield of Achilles: War, Peace, and the Course of History*, Knopf, New York, 2002, p. 346.
- (2) *Ibid.*, p. 347.
- (3) *Ibid.*, p. 83.
- (4) *Ibid.*, p. 88.
- (5) *Ibid.*, p. 85.
- (6) *Ibid.*, p. 92.
- (7) SBRICCOLI, Mario, *Crimen Laesae Maiestatis: Il problema del reato politico alle soglie della scienza penalistica moderna*, Giuffrè Milano, 1974, p. 175.
- (8) *Ibid.*, p. 177.
- (9) GHISALBERTI, Carlo, "Sulla teoria di delitti di lesa maestà del diritto commune," *Archivio Guiridico Filippo Ser-*

*afino*, p. 101; SBRICCOLI, *op. cit.*, p. 178.

- (10) GHISALBERTI, *Ibid.*, 103.
- (11) SBRICCOLI, *op. cit.*, p. 178.
- (11) GHISALBERTI, *op. cit.*, p. 108.
- (12) *Ibid.*, p. 161.
- (13) *Ibid.*, p. 120.
- (14) *Ibid.*, pp. 121-2.
- (15) *Ibid.*, p. 122.
- (16) SBRICCOLI, *op. cit.*, p. 25-6.
- (17) *Ibid.*, p. 11.
- (18) *Ibid.*, pp. 80-1.
- (19) *Ibid.*, p. 81.
- (20) *Ibid.*, pp. 82-5.
- (21) *Ibid.*, pp. 86-90.
- (22) *Ibid.*, pp. 99-100.
- (23) *Ibid.*, p. 117.
- (24) *Ibid.*, p. 121.
- (25) GHISALBERTI, *op. cit.*, p. 113.
- (26) *Ibid.*, p. 114.
- (27) *Ibid.*, p. 115.

- (28) *Ibid.*, pp. 117–8.
- (29) SBRICCOLI, *op. cit.*, pp. 139–40.
- (30) *Ibid.*, p. 153.
- (31) *Ibid.*, p. 160.
- (32) *Ibid.*, p. 162.
- (33) *Ibid.*, p. 163.
- (34) *Ibid.*, p. 164.
- (35) *Ibid.*, p. 165; TOMAS Y VALIENTE, Francisco, *El derecho de la monarquía absoluta (siglos XVI, XVII y XVIII)*, Tecnos, Madrid, 1992, p. 205.
- (36) *Ibid.*, p. 200.
- (37) *Ibid.*, pp. 222–3.
- (38) *Ibid.*, p. 233.
- (39) *Ibid.*, p. 15.
- (40) *Ibid.*, p. 16.
- (41) GUIOMAR, *L'ideologie nationale: Nation representation propriété*, Editions Champ Libre, 1974, p. 49.
- (42) *Ibid.*, p. 50.
- (43) LE ROI LADURIE, Emmanuel, *L'état royal: 1460–1610*, Hachette, 1987, p. 347.
- (44) CUTTLER, S.H., *The Law of Treason and Treason Trials in Later Medieval France*, Cambridge University Press, Cambridge, 1981, p. 17.
- (45) *Ibid.*, p.234.

- (46) *Ibid.*, p. 242.
- (47) *Ibid.*, pp. 243-4.
- (48) CHURCH, William F., *Richelieu and Reason of State*, Princeton University Press, Princeton, 1972, p. 273-4.
- (49) *Ibid.*
- (50) *Ibid.*, p. 275.
- (51) KELLY, G.A., "From lèse-majesté to lèse-nation: Treason in Eighteenth-Century France," *Journal of the History of Ideas*, 42 [1981], p. 273.
- (52) 『百科全書』の「大逆罪 (Lèse-Majesté)」の項目は、次のとおりである。
- 「大逆罪」は、神の大逆罪 (lèse-majesté divine) と人的大逆罪 (lèse-majesté humaine) がある。
- 神の大逆罪は、背教、異端、魔術、聖物売買、瀆神及び神の冒渎のように直接神に対して犯す罪である。
- 人の罪は、最も重いものであるから、厳しく罰せられ、死刑に処せられることが多い。それは、状況による。
- これは公共の罪ではないから、領主裁判官が審理でなければならないと考える者がいる。しかし、国家の利益によって、神聖な宗教を乱してはならず、神の大逆罪を国王専決事件 (cas royal) と見なさなければならない。
- 人的大逆罪は、国王や他の主権者に対して犯す罪である。主権者は、地上における神の像であり、すべての権力が神に由来するのであるから、人の罪も、厳しく罰せられる。
- イギリスでは、大逆罪 (crime de haute trahison) と呼ばれ、これは、われわれが人的大逆罪と呼ぶものである。
- 人的大逆罪について、罪の軽重に応じていくつかの項目又は異なる程度に区別される。最も重い最初の項目は、武力、毒その他の方法による、国家又は死に至らしめる目的で主権者の身体に対して企んだ共謀又は陰謀である。
- 一番目の項目は、国王の名誉に対するか、又は人民の扇動または反乱を煽るために誹謗文書と毀損的檄文を作成し、頒布した場合である。

贋金造り、決闘、君主が敵、その大使または人質に与えた通行証の違反も、大逆罪と考えられる。

大逆罪を三ないし四の項目に区別する者もいるが、八項目にまで区別するものもある。これは、君主の威儀が害される様々な場合を区別している。しかし、厳密な意味での大逆行為については、上述のように、二項目に分けられるにすかない。

大逆行為では、告発者には、あらゆる種類の者が考えられ、それが私権剥奪を受けた者である場合でも、この罪は、あらゆる種類の者が告発し、訴追できる。子も、その父を、父も、その子を告発できるのである。

この罪の証拠には、あらゆる種類の者が認められ、被告人の明白な敵であっても認められるが、その場合には、理性と正義から許されるかぎりにおいてのみ、その供述を考慮するにすぎない。被告人の自白または宣言は、この事件においては、有罪とするに十分である。

大逆罪に加担した者は、すべて処罰される。事情を知りながら、明らかにしなかつた者も、等しく大逆罪の責任を負う。国王の身体を傷つけよとする者は、すべて親殺しとして取り扱われる。国王は、人民の共通の父と考えられるからである。

国家又は君主を何か害やうとする計画だけでも、証明される場合には、死刑に処せられる。

通常、第一項目の大逆罪の審理は、パルマンに属し、その他の項目の大逆罪は、国王専決事件と考えられる。

第一項目の大逆罪は、最も厳しい死刑に処せられ、これは、四頭の馬に引かれて、四肢を切断する」とである。後略」。 *Encyclopédie ou dictionnaire raisonné des arts, des sciences et des métiers, v. IX*, (Nouvelle impression en fac-similé de la première édition de 1751-1780), Friedrich Frommann Verlag, Stuttgart, 1988, p. 400.

(53) GUIOMAR, *op. cit.*, pp. 63-4.

(54) VAN KLEY, Dale, *The Damiers Affair and the Unraveling of the Ancien Régime*, 1750-1770, Princeton University Press, Princeton, 1984, pp. 254-5.

- (55) *Ibid.*, p. 256.
- (56) シムラスキュー／野田良之他訳『法の精神（上）』（岩波文庫、一九八九年）一一五二頁。
- (57) デッカリーナ／風早八十／風早一葉訳『犯罪と刑罰』（岩波文庫、一九五九年）一一一頁。
- (58) KELLY, *op. cit.*, p. 279.
- (59) MEY, Claude, *Maximes du droit public françois*, T. 2, 2<sup>e</sup> éd., Amsterdam, 1775, p. 330.
- (60) *Ibid.*, p. 336.

#### (6) 領土国家と国民

フランソワ・フュレによれば、ルイ十四世の薨去の際には、フランスの貴族には、三つの可能性があつたといふ。すなわち、①国家に敵対的で、古い裁判権を懷かしみ、黄金時代を取り戻すつもりの「ボーランド」貴族になるか、②啓蒙的王権神授説と歩調を合わせつゝも、広範な土地所有権と結びついた熱心な行政事務・軍務に携わる階級、つまり國家の背骨である「プロシア」貴族となるか、最後に、③貴族院を支配しながらも、立憲君主制を支える広範な政治階級である議会主義貴族階級を形成する「イギリス」貴族になるかという可能性である。無論、フランスの貴族は、このいずれにもならなかつた。フランス国王も貴族も、最小限の合意に基づく国家と支配階級を結び付ける政体を創出できなかつたからである。創出されたのは、「市民」であつた。<sup>(1)</sup>ポーランド、プロシアおよびイギリスには、国政上の役割に違いがあるものの、それぞれ身分制議会が存在してたが、フランスにおいては、地方三部会が存続しながらも、全国三部会は、一六一四年の開催を最後に、召集されなくなつた。では、この市民の創出

と三部会との関係は、いかなるものなのだろうか。

国王国家は、絶対主義時代に頂点を極めるが、この時代は、三部会の衰退期もある。一四世紀・一五世紀には、フランス各地に地方三部会が存在したが、一六世紀・一七世紀には、中央部分では地方三部会は、開催されなくなり、その数を減らした。<sup>(2)</sup>従来の研究では、この三部会は、「地方または地方住民の三身分の集会であつて、国王が周期的に召集し、三身分の代表者が定期的に集会し、政治的・行政的貢献をなし、そのうち最も重要なものが租税の議決であつた」と定義した。しかし、これは、一四世紀から一七世紀の研究から導き出した定義であつて、一八世紀のアンシャン・レジーム最後の時期には、適用できない<sup>(3)</sup>。

地方三部会の歴史は、ヴエルサイユの歴史と切り離せない。一七二〇年代にヴエルサイユに設置された三部会の事務局が、国王と地方双方の常設の調整の場となつた。国の政策全般に亘る審議から地方エリートたちを排除するどころか、三部会の代議員は、パリでの活動が増大した。政府は、その仲介者を選択できたと言うべきである。むろん、政府は、三部会の構造を維持しつつも、地方執行事務局の構成にためらわずに容喙した。その上、国王が財政的利益や爵位を付与することによつて、地方エリートは、君主と結びつけられた。この国王と地方代表者との実質的な絆は暗黙の契約を形成し、これは、多くの場合、締結後に国王と地方を結びつける公的契約に代わつたのである<sup>(4)</sup>。

地方三部会は、国王の金庫の代理人でもあり、国王の権利、君主の塩税官、君主の公土木監督官の仕事を代行した。地方三部会は、また、物乞い、農業、工業、徒弟制度などの問題について国王の政策を中継した。近代国家の干渉領域が一八世紀に拡大するにつれて、三部会は、その権限を拡大し、さらには、地方三部会が財政裁判権を与えられて、はつきり裁判権を委ねられることにもなつた。つまり、地方三部会によつて、政府は、国家の近代化

に必要ではあるが重い負担を地方のレベルに移転する手段を見出したのである。行政の分権化は、王国の改革の要となっていた。<sup>(5)</sup>しかしながら、地方三部会は、住民の保護者であるとともに、財政的な要求から、不正の取り締まりを強化し、必要なば場合には身体を確保し、熱心に共同体を租税規則に従わせ、特權団体の免税の主張を棄却する方向に進んだ。また、三部会は、頻繁に村の財政への支配権を強化した。<sup>(6)</sup>

ブルターニュ、ラングドック、アルトワなどの地方三部会は、穀物の流通の自由、大農園の拡大の抑制、医学校の援助による人口増加政策など重農主義的な政策を実施した。アルトワにおいては、社会政策的な公的扶助がなされた。<sup>(7)</sup>したがって、三部会がこうした施策を実行する限り、各地方の法的な特殊性を失うことなく、君主制の統合を加速し、王国を「大きな全体」として統一することができる一方で、各地方は、全体の中に位置づけられ、下位区分の一つとなつたのである。<sup>(8)</sup>一七八九年まで、世論は、地方三部会を自由の鏡として称賛し続けた。この自由の鏡の上に、あらゆる政治的再生の希望が据えられていたからである。一方、政府は、地方を統一する枠組みを絶えず求めて、行政の再生に役立つと判断して、三部会の一般化を企てていた。

こうして、地方三部会は、地方行政の役割を担う一方で、中央政府は、一八世紀末、全国的な税制改革に取り組んでいた。課税問題だけに限れば、一八世紀で最も人気があつた図書は、重農主義経済学者ミラボー（Victor Riqueti Mirabeau）の著した『課税論（Théorie de l'impôt）』であり、一七六〇年に出版された。国に納める負担額は、農業生産の純益に基づいて、全ての租税を单一の直接の土地税に統一するよう説いている。つまり、農地の純益に対する唯一の課税だけが許されるのである。その場合、臣民が国王を支持するように、納税を臣民の義務と市民感覚に訴えるとの重要性を力説している。<sup>(9)</sup>

ネッケル（Necker）は、このような重農主義思想に基づいて税制改革を実行しようと考えた。重農主義思想の

代表理論は、「あらゆる富は、外見的に商工業によつて生まれた富であつても、いわゆる土地の『純益』から生まる」<sup>(10)</sup>といふ基本定式に基づいてゐる。したがつて、「最も効率的な課税形態は、純生産に比例して地主に課せられる单一の土地税である」ことになる。

投票も、この「純生産」に応じて、平均的な地主を一票として、その多寡が決められる。地方議会は、従来の身分による代表という考え方とは違ひ、地主・納税者からなり、議会は頭割りで投票する制度と考えられた。<sup>(11)</sup>しかし、ながら、ネッケルの構想した地方議会は、古い伝統や慣行を受け継がず、国王の定めた税額を論ずる権利を有せず、租税の負担配分のみを決める任務を有すると考えられた。<sup>(12)</sup>

ネッケルは、一七八一年、失脚し、税制改革は、頓挫した。後を継いだ、ジョリ・ドゥ・フルリ (Joly de Fleury) は、税制改革には、消極的であつた。さらにその後を受けたカロンヌ (Calonne) は、一七八六年、一〇〇分の一税 (vingtième) の期限が切れる際に、新たな土地税と地方議会の設置を組み合わせた改革を立案した。しかし、自ら招集した一七八七年二月の名士会議は、この提案を拒否し、カロンヌは、失脚した。カロンヌと名士会議との対立は、それぞれ異なる憲法史觀に基づいていた。名士会議の見方は、かつては自由であつた「国民」を犠牲にして君主または大臣の「専制」が勃興したというものであり、カロンヌの歴史觀は、貴族の「特權」と封建的個別主義を犠牲にして、中央集権化された君主制が支持する市民の平等を祝福するというフランス史である。このような相対立する歴史觀は、一六世紀以来、たとえば、ボダンとオットマンの思想に見られるように、そのかたちを変えながらも、幾度も出現してきた。<sup>(13)</sup>両者の歴史觀には、それぞれ異なる権利概念が含まれている。ひとつは、先例と主権原則に基づいてすべての「国民の」公的または憲法的な自由を宣言するのに對して、他方は、功利、理性および一般意思によつて、個々人の平等を弁護する。一方では、政治的には急進的であるが、社会的には、保守

的であり、他方は、社会的には急進的であるが、政治的には、保守的である。<sup>(14)</sup> フランスは、国王の「臣民」からなる「王国」というよりもむしろ、すでに「市民」からなる「国民」であった。両派は、必然的に、世論の権威が国王又はパルルマンの権威よりも幾分上にあるという暗黙の前提で、世論に訴えかけていた。<sup>(15)</sup>

さらに、その後を継いだブリエンヌ（Brienne）は、カロンヌの計画を受け継ぎ、一七八七年末までには、多くの地方会議が直接徵稅区地域（pays d'élections）全般にわたって設置された。ブリエンヌの計画は、ネッケルの考えとカロンヌの考えを折衷したものであった。地方議会では、三身分の區別を維持しつつも、第三身分の人数を倍にし、議決は頭数によるというものであった。また、国王も代議員を任命できた。各地方には、何層かの議会があつて、最下層の町村議会は、社会的・法的地位を問わず、一年に一〇リーヴル以上の直接稅を支払う成人男子が選出された。<sup>(16)</sup>

しかしながら、これらの議会は、国王の請求に異議を申し立てるような権限をもたなかつた。新たな地方議会制度は、重農主義原理に基づいて、農業生産の純益の担稅力に代表性を結び付ける一方で、下級議会の場合は、最少納稅額要件を設けることによって、代表制への参加を認めた。こうして、より平等で多額の稅負担配分を確保するため、第三身分の力を強めるように議会を設計することによって、直接稅の賦課と議会とを関連づけたのである。<sup>(17)</sup>

ブリエンヌも一七八七年五月、名士会議を再び招集したが、名士会議は、「いかなる新稅も、全国三部会の承認、または、三部会が開催されていない間は、パルルマンの承認を必要とする」と議決した。パルルマンも、名士会議の考えに沿つて、「全國三部会が代表する國民のみが、國王に必要な援助を与える權利を有する」と諫奏した。<sup>(18)</sup> 新たな課稅のための王令の登録を強行しようとする大臣のロメニー・ドゥ＝ブリエンヌ（Loménie de Brienne）とこれに抵抗するパルルマンとの対立は、パルルマンの追放という結果に終わった。しかし、ドフィネの地方三部会

では、地方三身分は、「新たな王令を執行する役割を将来引き受ける者は、恥すべき祖国の裏切り者」であり、「代表者が王国の全国三部会で審議した場合にのみ、租税を認める」と決議した。ドフィネの人々は、国民の意思に依拠する」とよって、革命過程を開始したのである<sup>(19)</sup>。

国王は、法令を強制的に登録である「親裁 (lit de justice)」によつて、パルルマンの抵抗を抑えようとしたが、この司法改革も潰え、一七八八年八月、全国三部会を一七八九年五月一日に開催し、地方三部会が廃止された地方には、これを復活することを約した<sup>(20)</sup>。一七八八年八月八日の全国三部会を召集することを約した王令についても、ドフィネの三部会は、将来の全国三部会においては、第三身分を二倍にすることを要求し、ドフィネの革命的選択は、かなり急速に人々の精神に受け入れられた。ロマン生まれの次席検事アントワヌ・ジョゼフ・ミシェル・セルヴァン (Antoine-Joseph-Michel Servan) は、ドフィネ、ラングドックおよびプロヴァンスの三部会の理念を説いて回り、ドフィネの集会の木靈は、北部地方にまで響きわつたのである<sup>(21)</sup>。しかしながら、地方三部会を改革するという望みは、最終的に全国三部会の代表を選出する一七八九年二月一九日の規則によつて、絶たれた。三部会地方は、一種の国内の選挙地方に還元され、君主は、地方三部会に代表者の資格を拒否した。つまり、地方三部会の伝統に基づく憲法を拒否し、憲法に基づいていた地位を拒否した。三部会地方の自治能力を尊重する過去の国王たちの関与を立ちきつたのである<sup>(22)</sup>。もちろん、これに抵抗しようとするカンブレシスのような地方三部会もなかつたわけではないが、憲法制定者たちは、国民の統一性を保障するために地方主義的な権力を無力化することが急務であった<sup>(23)</sup>。

一七九〇年七月一四日、国民連盟祭 (Fête de la Fédération nationale) に際して、国王は、「フランス国王たる朕は、国の憲法によつて朕に委ねられている全権力を、国民議会が布告し、朕が受入れる憲法を維持し、法律を執

行わせるために用ひるゝを誓へ」<sup>23)</sup> とした。一七九〇年一一月一七日のテクレでは、僧侶が七月一二日に布告された「聖職者民事基本法 (Constitution civile du Clergé)」に忠誠を誓つて強制し、すべての聖職者は、二ヶ月以内に、国民、法律および国王に忠実であることを誓わなければならなくなつた。しかし、一七九一年憲法には、「明示的又は法的な退位の後には、国王は、市民階級の一員となり、退位以後の行為によりて市民と同じよべに訴追し、裁く」とがである（三章八条）と規定された。国王の不可侵性も、限定されることになつたのである。したがつて、拒否権の行使が一因となつて、ルイ一六が退位したとも、最早、国王の不可侵性は、国民公会で否定されるに至り、一七九二年九月一一日、君主制は、廃止された。

ハッセー、大逆 (lèse-majesté) は、国民への反逆 (lèse-nation) へと変容していったが、何れの場合にも、恣意的な適用は避けられず、後者の場合には、テロルが伴つてゐた。<sup>24)</sup> 君主制の廃止と国王の処刑は、その理論的帰結であった。

- (1) FURET, François, *La révolution 1770–1880*, Hachette, 1988, p. 26–7.
- (2) MOUSNIER, Roland, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, t. 1, 2e éd., Presses Universitaires de France, 1944, Paris, p. 473.
- (3) LEGAY, Marie-Laure, *Les états provinciaux dans la construction de l'état moderne aux XVIIIe et XIXIle siècles*, Droz, Genève, 2001, p. 15. 大河内・マルターニ著『フランス法制史学説』（創文社、一九八六年）五九四頁以下参照。
- (4) *Ibid.*, pp. 515–6.

- (5) *Ibid.*, pp. 516–7.
- (6) *Ibid.*, p. 517.
- (7) *Ibid.*, pp. 518–9.
- (8) *Ibid.*, p. 519.
- (9) *Ibid.*, 317; FOURNIER DE FLAIX, Ernst, *La réforme de l'impôt en France*, [Documents électrique], t. I, Guillau-min, Paris, 1885, pp. 169–70. <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k7100n>
- (10) KWASS, Michel, *Privilege and the Politics of Taxation in Eighteenth-Century France*, Cambridge University Press, 2000, pp. 257–8.
- (11) *Ibid.*, p. 259.
- (12) *Ibid.*, p. 262.
- (13) KELLY, Donald R., *Foundation of Modern Historic Scholarship: Language Law, and History in the French Renaissance*, Columbia University Press, New York, 1970, pp. 9–10.
- (14) VAN KLEY, Dale, "From the lessons of French History to Truths for All Times and all People: The Historical Origins of an Anti-Historical Declaration," VAN KLEY, Dale (ed.), *The French Ibid.ea of Freedom: The Old Regime and the Declaration of Rights of 1789*, Stanford University Press, 1994, p. 78.
- (15) *Ibid.*, p. 91.
- (16) KWASS, Michel, *op. cit.*, Cambridge University Press, 2000, p. 265.
- (17) KWASS, *Ibid.*, p. 266.
- (18) SHENNAN, J.H., *The Parlement of Paris*, Eyre & Spottiswoode, London, p. 321.
- (19) LEGAY, Marie-Laure, *op. cit.*, pp. 485–6.

- (20) 石井三記「第七章 一八世紀フランスの国王・法・法院」上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』（ミネルヴァ書房、一九八七年）一八六～七頁。KWASS, *op. cit.*, p. 278.

(21) LEGAY, *op. cit.*, p. 487.

(22) *Ibid.*, pp. 492–3.

(23) *Ibid.*, pp. 508–9.

(24) KELLY, *op. cit.*, p. 285. 石井三記『一八世紀フランスの法と正義』（名古屋大学出版会、一九九九年）一五〇頁。

## (7) 国民と主権

### (一) 国民の創出

シーエスは、『第二階級と何か』の第一章「第二階級とは国民全体である」において、労働を、①農業、②工業、③商業、④学問的職業・自由業・家事など、四種に分類する。公職は、さらに「県、法服、教会、政治」という四つに細分され、「名利相伴う地位」は、特權階級に独占されている。しかし、特權階級がいなくとも公務はすべて第三階級ができるのであるから、「特權階級を除き去れば、国民はより小さな何ものかになるのではなくて、より大きな何ものかなるのである。だから、第三階級とは何か—すべてである」。したがって、貴族階級は、国民の一部ではない（ただし、聖職者は、階級ではなく國務を行う職責であるとして、この貴族階級から除かれる<sup>(1)</sup>）。国民とは、「共通の法律の下に生活し、同じ立法機関によつて代表される共同生活体」と定義され、貴族階級は、「その私法上及び公法上の特権によつて、我々の中にある異邦人にはかなら」いのであるから、「国家の中の國家」を形

成している<sup>(2)</sup>からである。

このように、『第三階級とは何か』の第一章でシーエスは、労働する者は市民であつて、貴族階級の意識的で世襲的な怠け者のみが市民から除外されると主張している。しかし、このような考えは、シーエスの他の著作には何處にも見当たらないとも指摘されている。<sup>(3)</sup>第三階級が全ての社会的富を生みだすという考えは、いわば旧体制の伝統的貴族論の常識であった。一七七六年のチュルゴ (Turgot) の改革についてパリのパルルマンも同じ意見を述べている。パリのパルルマンは、第三階級について、「国民のこの最後の階級は、「僧侶や貴族のように」国家にそんなに目立った貢献ができないが、租税、勤労および肉体労働を通じてその義務を果してはいる」と述べ<sup>(4)</sup>た。

しかし、シーエスは、フランスの人民大衆は、受動的で無知であるから、国事を取り扱う能力を欠くと主張していたのである。やつと一七八九年一〇月になつて、憲法委員会での議論の末に、依然、彼が軽蔑的に「細民」、「人民の内で最も余裕のない階級」、「國事の知識を最も欠いている者」と呼んでいた人たちも自分たちのために代表を選出するより有能な者を選ぶことができるることを認める気になつたのである。したがつて、『第三階級とは何か』の冒頭に置いた市民—労働者の結合は、より広く第三階級に訴えかけるための短期的な政治論争の必要性を反映したものであつた。<sup>(5)</sup>

シーエスの議論の独創性は、ルソーの代表概念のみならずギリシャ・ローマの政治的な徳に基づく古典モデルを拒否し、政治経済的考察に基づいて物質的な福利が近代ヨーロッパ国家の目的だと論じた点にある。<sup>(6)</sup>ただし、かれの政治経済論は、生産活動一般を重視し、地主階級のみが優れた階級と見なさない点で、フランスの重農主義とともに、分業を経済的な利点の観点から拡大して政治的な水準に押し上げる点でもスコットランドの政治経済学と

ものとなる<sup>(7)</sup>。自由の発展は、社会生活原理としての代表（代理）の発展と不可分だと、シーエスは考えた。自由は、自分より上手にできることを契約によつて専門家にゆだねることである。シーエスの観点からすれば、最大の自由は、代表（代理）が社会の大部分を支配することにある<sup>(8)</sup>。しかし、シーエスは、スマスの市場の見えざる手という経済法則ではなく、経済的進歩は、理性、目的意識および相互の信頼によつて達成されると考えた。社会契約は、経済契約であると同時に政治契約でもある<sup>(9)</sup>。

シーエスの『第三階級とは何か』は、「貴族の特権を当時の政治制度の多くの欠点の一つではなく、王国の他のあらゆる混乱の基本要因だとすること』、ほとんどの議論と違つていた。貴族は国民ではなく敵だと、かれは論じたのである。全国三部会は、王国を特権貴族とその被抑圧者とに分けていたがゆえに、権限を行使できない。全国三部会では、第三身分のみが全国民を代表する。『第二階級とは何か』に明示されているテーマと思想のほとんど全てが、全国三部会の集会以前の数ヶ月に出版されたパンフレットに存在しており、六月一〇日には、シーエスは、各身分ごとの投票ではなく、第三身分が主導権を握り、他の二つの身分を召集するよう提案した<sup>(11)</sup>。「召集」を「招待」と語句修正することで、かれの提案は受け入れられ、一七日には、国民議会の宣言がおこなわれるのである<sup>(12)</sup>。

シーエスの国民概念は、憲法制定権力を基礎付ける始原的な主権を有する概念として重要である。普遍主義的で形而上学的権利宣言は、これに対応する権力の起源として社会契約思想が対応している。ルソーもホッブズも、契約と同時に憲法が誕生すると考えたから、憲法制定権力概念が必要としなかつた<sup>(13)</sup>。ベックンフェルデ（Ernst-Wolfgang Böckenförde）は、近代の憲法制定権力論は、世俗化過程と関連性があり、世俗化によつて、政治的・社会的秩序の根柢と基盤を決める世界と自然の神の秩序は、存在せず、反対に、自らの意思と主権的決定によつて、自

らの運命と世界秩序を手に入れるのは、人間なのである。したがって、国民がます存在していることになるのである。<sup>(14)</sup>憲法を造る」とは、「ブトミー (Emile Boutomie) が言うように「無からとりだして権力の階層秩序を組織する国民の命令的行為 (acte impératif) である」。憲法は、歴史的に徐々に形成されるものではない。<sup>(15)</sup>反対に、国民概念は、理論的全として要請されるのであるから、その内容は、革命後の歴史が決めなければならない。

しかし、その後の国民議会における国民概念は、シーエスのものとは異なる。前述のように国民の統一は、国王の統一の複製として生じた。フランス革命の全面的な分析は、君主制の中での革命原理の胚胎の分析と、二重の視点から行わなければならない。一八世紀、国民は、いわば神秘体の名残である想像上の国王の身体に具現されたが、国王のこの機能は、祖国に移された。国民には、王位に対応するような身体を欠くから、結局、想像上の新地あの場所に置き換えられるのである。祖国は、同一の政治団体で共有される愛と権威の主張であつて、場所を問わない。誰にでもこの社会団体が存在しており、構成員の外部に対しこの内部の愛と権威を代表する制度によって表明され、具体化される。この代表機能が国民に与えられ、国民全体に対する社会団体の主権を含意する意味となつた。<sup>(16)</sup>一七九二年一〇月二一日の国民公会での演説に、この考えがよく示されている。「フランス人が彼ら(ニースの人々)の地に到着して以来、自由の旗が、共和国のあらゆる場所を飾っている。九月二九日以前には、この自由は、彼ら心に集まっていた。彼らは、その価値を感じている」と。<sup>(17)</sup>

一七八九年から一七九四年までの間に、主権に関して三つの国民概念があつたと指摘されている。①一八世紀の理想主義とルソーの思想に従つたロベスピエールの国民概念、②サンキュロットの国民概念、③ダントンとジロンド派の国民概念である。<sup>(18)</sup>ロベスピエールの国民概念は、一八世紀の世界的な友愛を伴う祖国思想を受け継いでいる。この友愛思想は、外国人を国民議会の代表者として認めるほどであった。フランス人の世界的な共和国は、キリスト

ト教世界教会以上に、急速に発展を遂げ、距離の問題も印刷技術によつて克服されるというのである。<sup>(19)</sup> ロベスピエールは、一七九三年四月二十四日、独自の人権宣言を主張し、「全ての國々の人々は、兄弟」（一条）であり、自由と進歩を妨げようとする者は、全ての人民に訴追されなければならない」（二一条）と規定するばかりでなく、「国王、貴族、暴君は」、人類の敵であるとされる（四条）。<sup>(20)</sup>

サンキユロットの国民概念の中核に位置するのは、統一（unité）である。その運動は、特權への憎悪、差別の撤廃、さらには代表制度の拒否に動かされていた。一七九三年五月一二日、あるセクションは、サンキユロットの单一不可分の原則を主張し、「パリのセクションが他のセクションと一つとなる場合には、統合されたセクションは、同じ一つの集会であつて、審議は、すべてのセクションに共通する」とを確認し、一七九四年三月一五日、別のセクションは、「愛国者には、個人的な」とは存在せず、まったく同じように関わる。つまり、喜び、苦しみ、すべてが愛国者から兄弟の間に溢れ出て、ノーニ友愛の、つまり共和国の統治を特徴付ける評判の起源があるのである<sup>(21)</sup>。しかし、ロベスピエールは、「最高存在（un Etre supreme）」に国民を基礎付けようとした点で、サンキユロットの考え方と齟齬をきたしていた。サンキユロットは、権力の起源としての非人格的な国民に愛国主義的理念を見ていたからである。<sup>(22)</sup>

両者と対立するのが、ダントン派の国民概念である。ロベル（Robert）は、「私は、特にあらゆる自由な人間を愛する。しかし、世界の他のどの人間よりも、フランスの自由な人間を愛する」とロベスピエールに反論した。<sup>(23)</sup> 中間派は、領土的国民概念であつた。「執行権が要であるような政治機構を建設すること」がダントン派の立場であつた。この領土的概念は、フランス軍が占領したベルギーの併合問題をきっかけに鮮明となつた。結局、一七九年二月一四日のカルノーの報告で、自然的境界の法理が公式に認められた。カルノーの主張は、利益と正義とい

う二つの法理に基づく。「①全ての政治手段は、国家の安全のために開始されば、直ちに適法である。②自分とつて不可欠なものでなければ、他者を害する全ての行為は、不正である」。したがって、「いざれかの領土のいかなる併合、拡大、縮小または分割も、共和国の中では、行われない。ただし、①この分割が国益に反しないということと、②領土の変更に関係するコミューンが自由で正式な意見によつて請求するか、または共和国の一般的安全上、領土の変更が不可決となる場合は、この限りではない」<sup>(24)</sup>。

## (ii) 国民主権の意味

王権神授説の凋落とともに、国民主権説が浮上してきたのであるが、革命前の国民主権論は、何が実際の主権を行使する機関なのかを決めるに於けることには関心が集中し、抽象的な国民の主権を具体的な国家機関に確認することには関心がなかつた。しかし、一般的に、カレ・ドゥリマルベールの主権論に倣つて、一七九一年憲法の国民主権と一七九三年の人民主権とが対置され、前者は抽象的な国民全体が有する主権であり、後者はルソーの人民主権を採用し、具体的な主権の行使を人民に認めていたと説明される。<sup>(25)</sup> カレ・ドゥリマルベールによれば、国民主権理論は、ルソーの人民主権に対抗して、革命初期に誕生したとされる<sup>(26)</sup>。しかし、カレド・マルベールは、ルソーの思想を、①社会契約、②一般意思、③多数決の三つの点で誤解していたという批判がある。①については、団体としての市民集団は、ルソーにとつては法人または理性上の存在でしかないのにもかかわらず、唯一の主権者であつた。しかしながら、カレ・ドゥリマルベールは、逆に社会契約が個人主義的主権概念を支持していると証明するために、ルソーの言葉を援用した。<sup>(27)</sup> ②についても、カレ・ドゥリマルベールによれば、一般意思も個別の意思の集積に他ならないが、ルソーにとつて、一般意思是、意思の集合ではなく、共通意思 (volonté commune) である。<sup>(28)</sup> ③について

は、ルソーにとつて、多数決は、一般意思に代わるものではなく、反対に、一般意思の存在を告知するものであった。つまり、人間は、理性的な存在であるから、数の最も多いものが真理に最も近いと考えられたのである。<sup>(29)</sup>

カレ・ドゥ・マルベールは、一七八九年の国民議会の権力には、二つの可能性があると考へた。つまり、国民議会は、超法規的な政治権力に基づく始原的権力であるという觀念と、召集された全国三部会に由來する法的に制度化された権力という考えである。しかし、国民の実際の意思が常に新憲法制定において優先するという考えもありえたはずである。<sup>(30)</sup> 一七八九年七月一四日（バステイユの牢獄が襲撃された日）、デュポール（Duport）は、次のように発言している。「……したがつて、月並みではあるが何人も攻撃できない前提としてこの点から始める。つまり、立法府（le Corps législatif）は、主権について国民を代表することはできない。というのは、立法府は、受託物であるからである。さらに、立法府は、常に国民を代表できるものでもない。というのは、その場合、立法府は常に憲法制定機関となるからである。……今や、立法府に権限を設け、代表者の布告について意見を知らせる手段を人民に与えるべきであるなら、この権限は、立法府自体から独立していかなければならない」と。そして、一七八九年八月二六日の「人および市民の権利の宣言」三条に、「すべての主権原理は、基本的に国民に存する」と規定された。憲法制定者たちは、自分たちの権限の因である国民の始原的権力を尊重するあまり、これには手を触れることができないと考えたのである。<sup>(31)</sup>

人権宣言三条の主権概念は、人民主権を明記しているという見解もありうるが、バルナヴ（Barnave）は、一七九一年八月、次のように発言している。「憲法制定権力は、完全な主権の結果である。人民は、われわれにこの権力を一度授けた。人民のためになすよう委ねた行為によつて、人民は、その瞬間に主権を奪われたが、われわれの後で、同じ範囲と同じ性質の他の主権行為を制限し、支持し、扇動するためには、その主権を委ねたと理解しなかつ

た、そのようには理解できなかつた。だからといって、他の憲法制定権力を支持し、挑発し、制限することは、明らかに、人民の主権を汚すことである。そうできるのは、人民自体の意思とその自發的な運動によらなければならぬ。三〇年したら、人民は憲法制定議会を選出できる「だろう」と言つたときには、一〇年経つたら、選出を願うことができる「だろうし」、憲法制定会議は六〇〇からなると言つたときには、人民は一、二〇〇人選ぶことができ、同じように、われわれが定めるあらゆる形態を変更できる「だろう」という理由からである。われわれの委任の範囲にあるものは、この憲法制定権力が必要にならないようにすることができ、憲法に取り入れた平和的・現状維持的ななたちで、人民の自発的意見の挑発を防ぐことである」と。一旦、憲法静的権力によって制度が憲法に定められると、国民が創設した制度は、従属性の立場に置かれると「<sup>(33)</sup> カレ・ドゥ・マルベールの主張と異なり、この機関も常に国民主権の監視下に置かれているのである。<sup>(34)</sup> 憲法制定者たちは、命令委任を否認したが、市民の集団に従属するという考え方を捨てたわけではなかつた。選挙は、立法者を選ぶことで立法を指導するし、立法議会の公開原則も定められてきた。国王の拒否権も、多く者がこの拒否権を人民への訴えと解していた。<sup>(35)</sup> 両憲法とともに、主権者集団の事前に存在する実際の意思を代表者に表明させることが問題なのであって、主権者集団が実際に所有できないような意思を抽象的な法人に帰属させるために、法的ファイクションに頼ることが問題なのではない。<sup>(36)</sup>

カレ・ドゥ・マルベールのいう国民主権が誕生したのは、一九世紀になつてからである。ロワイエ＝コラール (Royer-Collard) やギゾー (Guizot) の純理論派が、一八三〇年の七月王制下での自由主義を定着させるためには、主権の制限だけでは不十分であると考え、人民主権を国民主権ではなく正義と理性の主権に代えたのである。これを国民主権に代えたのは、彼らの後継者たちであった。特に、シスモンディ (Sismondi) は、『自由な人民の憲法の研究 (Études sur les Constitutions des peuples libres)』において、次のように主権を説明する。「人民と

いう言葉には区別が認められず、人民であると考えられるすべての者は、平等であり、全ての者は、同じように人民の主権に参加しなければならず、普通選挙も当然人民の主権に起因するのである」が、それとは違つて、「われわれは、国民を異なる部分からなる全体として考え、この全体が自分自身に関してすべての権力を有すること認め、さらに、この全体が自己の意思を表明する方法も認めるのだろうか。その場合、われわれが見出すのは、国民は、いろんな部分意思を含んでおり、これらの意思が国民に表明されることであり、立法者の仕事は、これらすべての意思を一つに調和させることであることが直ちに理解できる」と。主権とは、「憲法が指定する者の意思が万人の意志と受け取られるような方法で、まさしく法的フィクションを認めさせる目的を有する」と、シスモンディイは、断言する。この見解は、カレ・ドゥ・マルベールの國民主権論とほぼ同じである。<sup>(37)</sup>

革命以後、主権は何かという問題から、主権者は誰かという問題になつた。カレ・ドゥ・マルベールは、一八世紀の主権とは何かという問題と、主権者は誰かという一九世紀の問題を取り違えたのである。<sup>(38)</sup> 国民主権と人民主権の区別が歴史的事実とかけ離れてしまつた原因は、カレ・ドゥ・マルベールの法実証主義にある。実定法から発展してきた概念と無関係に、国家の法概念を採用したからである。<sup>(39)</sup>

国王は、もはや主権者ではないが、神聖不可侵であります。憲法制定過程において、一七九一年七月一五日バルナヴ (Barnave) は、国王の神聖不可侵性の意味を次ぎのように説明する。「法律を執行する者は、法律を制定する者を抑制する手段をもたなければならぬし、法律を制定する者は、執行に責任をとらせる手段をもたなければならぬ。こうして、立法権は、国王が任命した官吏に対しても執行権の逸脱を追及して、その管理責任をとらせ、免責から生まれる濫用を防ぐのである」から、「立法権を制約するために国王に与えられた権限によつて、国王は、当然独立しており、その結果不可侵となり、法律の裁可と執行を担わなければならず、事實上執行を區別しなけれ

ばならなかつた。というのは、執行には当然責任が伴うからである」。しかし、国王も政治上の罪を犯すこともあります。その場合には、「国王は、国王であることを止めることでしか、不可侵であることを止めることをできない」。したがつて、「憲法は、執行権が統治不能で不適格なる場合を規定しなければならない。つまり、憲法は、失權の場合を規定し、これを明確に定めなければならないのである<sup>(40)</sup>」。

国民議会は、国王の退位に関する調査委員会を設けた。委員会報告は、一七九一年七月一三日にもたらされた。バルナヴ (Barnave) は、報告の結論を支持した。こうして、一七九一年憲法に国王の退位に関して三か条が規定された。<sup>(41)</sup> 国王のヴァレンヌへの逃亡は、三か条に規定される場合に該当しなかつたが、一七九二年四月、革命政府はオーストリアに対して宣戦布告し、フランス革命戦争が勃発した。フランス軍が戦争で劣勢になると、その原因是、国王にあるという声が上がり、国王一家は、幽閉されるにいたつた。ルイ一六世は、国民公会での裁判を受けことになった。一七九二年一二月三一日、ヴエルニヨーは、次のように演説した。人民は主権を有し、法律は、一般意思の表明と見なされるが、「人民は、主権に内在する贊否の権利を保持している。その結果、人民の意思と思われるものが一般意思と一致しないならば、人民は、自己の希望を表明する権利を保持している。希望が知られるならば直ちに、これが意思と思われるもの、つまり、国民代表者の意思に取つて代わらなければならぬのである」と。つまり、国王の不可侵性は、人民がルイ一六世に与えたものだから、人民のみがこれを奪うことができる<sup>(42)</sup>と主張した。

(1) シーエス／大岩 誠訳『第三階級と何か』(岩波文庫、一九五〇年) 二三〇六頁。

(2) 同前、二八頁。

- (3) SEWELL, William H., *A Rhetoric of Bourgeois Revolution: The Abbé Sieyes and What is the Third Estate?*, Duke University Press, Durham, 1994, p. 180.

- (4) *Ibid.*, p. 183.  
(5) *Ibid.*, p. 181.  
(6) *Ibid.*, p. 67.  
(7) *Ibid.*, p. 69.  
(8) *Ibid.*, p. 102.  
(9) *Ibid.*, pp. 104-5.  
(10) *Ibid.*, p. 5.  
(11) *Ibid.*, p. 7.  
(12) *Ibid.*, pp. 16-7.  
(13) PASQUINO, Pasquale, *Sieyes et l'invention de la constitution en France*, Édition Ollie Jacob, Paris, 1998, p. 64.  
(14) *Ibid.*, p. 64.  
(15) *Ibid.*, p. 65.  
(16) GUIOMAR, *op. cit.*, p. 64-5.  
(17) *Ibid.*, p. 66.  
(18) *Ibid.*, pp. 133-4.  
(19) *Ibid.*, p. 176.  
(20) 「第一條 全ての國々の人々は、兄弟であつて、異なる人民も、同じ國家の市民として、自由の権利をもつて、互に  
互助の合わなければならぬ。」

第一条 ある国民を抑圧する者は、全ての国民の敵であると宣稱される。

第二条 自由の進歩を止め、人の権利を無にしようと/orして、ある人民に戦争をしかける者は、通常の敵ではなく、暗殺者と反抗的な盜賊として、全ての人民によって訴追されなければならない。

第四条 国王、貴族、暴君は、いかなる者であらばと、人類といふ地上の主権者に対する、また自然といふ宇宙の立法者に対する反乱奴隸である」。

「これらの条文は、一八世紀を通じてヨーロッパの大分の国々で共通に明らかにされた愛国思想を丸」と表してゐる。  
*Ibid.*, p. 146.

(21) *Ibid.*, p. 169.

(22) *Ibid.*, p. 170.

(23) *Ibid.*, p. 146.

(24) *Ibid.*, p. 185.

(25) 杉原泰雄『国民主権の研究—フランス革命における国民主権の成立と構造』(岩波書店、一九七一年) 1173～88頁。「國民主権」と「人民主権」の違いは、フランスの革命の階級闘争として反映として捉えられている。辻村みよ子『フランス革命の憲法原理—近代憲法とジャコバン主義』(日本評論社、一九八九年) 511頁。この見解に批判的な立場としては、阪本昌成『近代立憲主義を読み直す』(成文堂、11000年) 参照。

(26) MALBERG Carré de Contribution à la théorie générale de l'état, t. I, Recueil Sirey Paris, 1922, pp. 175-7.

(27) BACOT, Guillaume, *Carré de Malberg et l'origine de la distinction entre souveraineté du peuple et souveraineté nationale*, Editions du CNRS, Paris, 1985, p. 23.

(28) *Ibid.*, p. 25.

(29) BACOT, *Ibid.*, pp. 26-7.

- (30) *Ibid.*, pp. 67–8.
- (31) FURET, François, & Halevi, Ran, *La monarchie république: La Constitution de 1791*, Fayard, 1996, p. 561.
- (32) BACOT, *op. cit.*, p. 70.
- (33) *Ibid.*, p. 71.
- (34) *Ibid.*, pp. 72–3.
- (35) *Ibid.*, p. 100.
- (36) *Ibid.*, p. 131.
- (37) *Ibid.*, p. 125; KRULIC, Joseph, "L'idée de peuple dans la tradition constitutionnelle française," *Sens Public, Revue électorale internationale*, Article publié en ligne: 2007/02, p. 10. [www.sens-public.org](http://www.sens-public.org)
- (38) *Ibid.*, p. 118.
- (39) *Ibid.*, p. 18.
- (40) FURET, François, & Halevi, Ran, *op. cit.*, p. 569.
- (41) 第111卷第11章第一節第六条「国王が軍の先頭に立ち、国民に軍を差し向けるか、又は、国王の名におこして実行されねばならぬ」のやうな詰画に正式な行為をもって反対しなければ、国王は、王位を退いたものと見なされる。
- 同第七条「国王が王国を去り、立法が行う召喚の後、二箇月を下回らない宣言で定めた期間内に、帰国しなければ、国王は、王位を退いたものと見なされる。遅延は、立法府の宣言が議場で公布された時から始まるものとする。大臣は、自己の責任において、執行権に係るあらゆる行為をなさなければならぬ。ただし、執行は、国王が欠席の時は、国王の手中で停止される。」
- 同第八条「命じ又は法律による退位の後には、国王は、市民階級となり、退位後の行為についてば、市民と同じよう訴追され、裁判を受けねばならない」。*Ibid.*, p. 231.

## (8) 刑法典と国家

一七八九年一〇月八—九日の刑事手続を改正するデクレ、一七九一年九月一六—一九日の陪審制を導入する法律、そして、一七九一年一〇月六日の刑法典という一連の刑事立法は、ほぼすべてが人権宣言を準備し、憲法典を編纂することとなる者と同じ人物によつて作成された。<sup>(1)</sup> むろん、刑法思想は、それ以前に徐々にかたちを整えつつあつた。すでに、一七五二年の匿名で出版された『刑法典 (code pénal)』は、弁護士や裁判官を対象とする実務的な刑法書であり、絶対王制下の複雑な刑法を著者が整理したものである。この著書では、二八八の罪が法益に従つて四つに大別されてゐる。

政治的利益に関する罪	一一三 (三一九、三一%)
宗教的利益に関する罪	八一 (二一八、一%)
経済的利益に関する罪	五一 (一八%)
自然的道德に関する罪	四一 (一四、六%)

供するという限りにおいて、近代刑法の原型なのである。<sup>(2)</sup>しかし、一八世紀末には、公共秩序の防衛は、何よりも、君主制と教会の防衛であった。しかし、これを守る制度は、ほとんど組織化されておらず、分類も不明確で、事実の認定も刑の宣告も、裁判官の広い裁量に委ねられていた。<sup>(3)</sup>したがって、①法準則の地方ごとの違い、②裁判官の広い裁量、③身分による不平等な取扱い、④自白と刑罰の苛酷さという四つの課題を解決することが国民議会に課せられたのである。<sup>(4)</sup>

一七九一年刑法は、こうした要望に応えようとするものである。つまり、罪刑法定主義に従い、刑罰は、万人に平等であり、個人的なものである。包括的な没収は、姿を消し、死刑は、残されたものの、拷問も体刑も消滅した。刑罰には、期間が記され有罪とされた者は、自由を奪われるか、強制労働させられるのである。<sup>(5)</sup>「したがって、刑罰制度は、基本的に労働に基づかなければならない」からである。<sup>(6)</sup>

政治的な保護法益は、国家制度と民主主義運営の保護を目的とするものであつて、国家、その制度およびその機関は、民主主義と公共善の防衛の主な責任者と考えられるかぎりにおいて、特に保護されなければならない。各人の自由は、万人の安全に依拠し、万人の安全は、強力な公共部門の存在によるからである。<sup>(7)</sup>政治的利益は、さらに三つに区分される。①侵略からの国家の防衛は、対外侵略（策謀、敵との情報交換、戦争懲諭、共謀）および国内侵略（陰謀、内乱、軍の指導者の反乱、公共財産への放火、官吏に対する侮辱・脅迫）からの防衛からなり、四一の罪がある。制度の敵にも大きく三つの型がある。反逆、陰謀及び公権力に係る物と人に対する反抗である。②権力濫用からの国家の防衛は、二七ある。③市民の基本的自由の保護を確保するための罪は、一四ある。<sup>(8)</sup>

自然道徳の基づく保護法益は、人の自然の財産の防衛を意味し、殺人、財産の保護、名誉などアンシャン・レジームから継続している罪を規定する条文に規定されている。経済的合理性の型に関する保護法益は、経済的交換

### 一七九一年刑法の保護法益による分類表

保護法益	条文数	百分率
政治的利益	① 四一 ② 二七 ③ 一四	五五%
自然道德上の利益	六三	四二%
経済的利益	五	三%
市民道徳上の利益	○ (これは、違警罪法と市警察法に規定されている)	○%
合計	一五〇	一〇〇%

の安全の防衛を意味し、市民道徳の合理性に関する罪は、日常的な公共秩序の防衛を意味し、道徳違反、住所不定、暴力行為、物乞い、旅館・遊戯の監督などに関する規定であるが、刑法典本体ではなく、違警罪法と市警察法に規定されている。<sup>(9)</sup>

一七九一年の刑法典には、「憲法に対する罪と侵害」（第二卷第一章第三節）が規定されている。「第一次集会もしくは選挙集会の集会を妨げるか、または解散しようと企みまたは侵害は、一五年の自由の剥奪に処せられる」（一条）とか、「立法府議員の身体の自由に対する侵害は、死刑に処す」（四条二号）のように選挙や議事の進行を妨げる行為を処罰する。これらの規定は、主権原理の転換の当然の論理的帰結である。特に、後者の規定については、すでに一七八九年六月二三日、国王が国民議会に列席し、旧全国三部会への復帰を命じたのに對して、第三身分は、「各代議員の身体は不可侵であり、全国三部会においてなされる提案、決定、意見に基づいて……訴追、追及、逮捕しようとするか、または逮捕し、拘禁または拘禁した個人、団体、裁判所法廷または委員会は、……国民に対する名譽剥奪と反逆罪で有罪とされ、死刑を宣告される」と。<sup>(10)</sup>

七月一七日、シャン・ドゥ・マルス広場で二人の男が首を刎ねられた。二人は法律の執行を説いたために群衆に殺されたという噂が議会に流れ、国民議会で、レニヨー (Regnault) は、「よく発生する罪がある。これは、一般意思に対する個人の意志の反対なのである。未だにこの問題に関して適切な法律が存在しないが、今やよく考える

時期である。個人であると集団であるとを問わず文書で法の執行に干渉し人民が憲法による機関に抵抗する動員する意図を明らかにする者は全て国民議会は扇動とみなし、国民反逆罪 (*lésé-nation*) として逮捕され、訴追されるよう、私は求めるものあります」と発言している。<sup>(11)</sup> 同月二三日には、国民議会は、国民反逆罪裁判所 (the Lése-nation Tribunal) を設立することを約束したが、実行されなかつた。<sup>(12)</sup> しかしながら、革命初期には、反革命に対して寛大だつた。反革命として処刑されたのは、たつたの一人であつた。多くの人民の敵は、何らかのかたちで厳しい処罰を免れていたのである。<sup>(13)</sup>

一七九二年八月一〇日、国民議会は、解散し、九月には、新たに国民公会が選出された。一七九二年三月一〇一一日の布告によつて、革命裁判所が設置された（裁判所の正式名称は、「非常時刑事裁判所 (tribunal criminal extraordinaire)」であるが、一般には、革命裁判所 (tribunal révolutionnaire) と謂われている）。<sup>(14)</sup> その一条は、次のように規定する。「非常時刑事裁判所をパリに設置し、これは全ての反革命活動、共和国の自由、平等、統一及び不可分性、国家の内外の安全ならびに君主制を再建または人民の自由、平等もしくは主権に敵対する他の何らかの権威を打ち立てようとするあらゆる計画を審理するものとし、犯罪者が政府の被用者、軍人または一般市民であるかどうかを問わない」と。<sup>(15)</sup> われに、四月五日（革命裁判所の最初の裁判が開かれる日）、国民公会 (the Convention) は、反革命活動で非難される者を、正式の機関であれ私人であれ、逮捕し裁判するよう訴追する権限を検察官に与える」とによつて、その権威のほとんどを脱ぎ捨ててしまつた。<sup>(16)</sup> 五月二十五日、国民公会でヴエルニヨー (Vergnieraud) は、次のように演説した。「しかし、今日、われわれは、少なくとも私が思うには、万人に対する恐怖の感情によつて全ての者が一つとなつてゐる。今日では、国民公会は、一押し入れただけで墜ちてしまつような奈落の淵にあるのだから、自由もまた然りである。今日では、カティリーナの密使がローマの門前に姿を見せただけでな

く、反革命の合図を配置しようとの部屋に大胆にも入ろうとしているのであるから、私は、もはや沈黙を守るわけにいかないのであって、沈黙は本当の反逆になるだろう」<sup>(17)</sup>と。

六月二日、アンリオ (François Hanriot) 指揮下の八万ないし一〇万人の群衆が国民公会を取り囲む。国民公会は、ジロンド派の逮捕を決議した。ジャコバン派代議員と地区のサンキュロットたちは、ともに議会への侵入を主権の人民への、つまり、その正当な所有者への回復であると正当化した。<sup>(18)</sup>ところが、ジロンド派は、首都から逃げ出し、全国に散り、全国から選ばれた国民公会がいかにしてパリの暴徒に支配されたのかを語った。二週間のうちに、六〇の県が反乱を起こした。<sup>(19)</sup>

反革命僧侶、国外逃亡者、退廃、買占めについて多くの法律が制定されたが、「被疑者」の定義はなかつた。九月一七日の被疑者法は、この欠缺を補おうとするものであり、被疑者は、六つに分類される。①その行為、関係、発言または文書から、暴政、連邦制および自由の敵の支持者であることが明らかとなる者、②この三月二一日以降、生活手段または義務の不履行について十分な説明のできなかつた者、③セクシオンとコミューンが発行した善き市民であるという証明書が与えられなかつた者、④官職を罷免された公務員、⑤革命に対し恒常的な忠誠心を示さなかつた元貴族とその家族および従僕、⑥亡命者（以前の法律によつて適法にフランスに帰国した者を含む）、である。<sup>(20)</sup>要するに、被疑者法は、正しく語らない者を犠牲者と定義しているのである。<sup>(21)</sup>

九月二十五日、ロベスピエールは、国民公会が公安委員会を信任するよう求めて、次のように演説した。「国民公会を貶め、分断し、あるいは麻痺させようとすると、者は誰でも、この会場に座つていようと、外国人であろうと、わが国の敵である。愚かさゆえの行為であろうと邪悪さゆえの行為であろうと、その者は、われわれに戦争をしかける暴君の仲間なのである。このような貶める計画は確かに存在するのである。……我々は、何もしないとして非難

されているが、我々の立場は理解されているのだろうか。指揮すべき一の軍隊、担うべき全ヨーロッパ重量、至る所にいる暴露すべき裏切り者、……」)ういうものが我々の任務なのである」と。国民公会は、公安委員会を信任し、委員会は、国民公会のミニアチュアとなつた。<sup>(22)</sup> 一〇月三日、ジロンド派一〇〇名以上が国民公会から追放される。国民公会が可決した最初のデクレは、「フランス臨時政府は、平和の時まで革命的なものである」と宣言したが、サンジュストは、このデクレの原理について、「フランス人民が自らの意思を明らかにして以来、これに反対するものはすべて、主権者の枠外にある。主権者の枠外にあるものは、すべてが敵である」と説明している。<sup>(23)</sup>

革命政府は、一七九四年のテルミドールのクーデタによつて崩壊する。革命期の法制度の見直しが行われ、刑法典も例外ではなかつた。一八〇一年三月二一日、五人からなる刑法草案作成委員会が設置され、タルジエもその一人であつた。<sup>(24)</sup> 一九世紀の刑法典の注釈は、ベンサムの影響は決定的だつた考へたが、今日では、一八一〇年刑法は、一七九一年刑法との連続性が強いと考えられている。<sup>(25)</sup> しかし、タルジエの刑罰権の基礎は、一七九一年刑法のルブルティエのものとは大分違う。憲法制定議会の刑よりも、厳しくなつてゐる。一致点は、二つある。公共秩序の基礎は、宗教的中立性を保つており、優先的に守ろうとする価値と利益は、「共通善、政治制度及び一定の民主主義的運用 (le bien commun, les institutions et certains fonctionnements)」である。このことから、提案理由には、人間の性質と社会生活に関して悲観的な見方があつて、腐敗や外的要因によつて、常に脅かされていると考えられている。したがつて、公権力の役割は、正当な公共的な防衛を組織することである。刑は、もつとも下劣な者をも威嚇できるように、極めて厳しくしなつており、死刑が多用されており、烙印や拳の切断など体刑も復活し、没収が付加刑とされた。特に、ボナパルトは、刑法を統治の道具として使おうとする。新刑法典では、国家、皇帝もしくは皇族に対し定められた脅威、反乱・権力機関に対する不服従未遂が体系的に罪とされている。ここでは、特

に公権力の濫用から市民を保護した一七九一年の法典の精神が逆になつていて<sup>(26)</sup>いる。

政治的利益はさらに三つに分けられる。すなわち、①国内外の侵略からの国家の防衛、②権力の濫用からの国家の防衛、③権力の濫用からの市民の防衛である。<sup>(27)</sup>国家の安全に対する侵害に関する罪は、一七九一年の規定の大部 分が若干の修正とともに再録されている。対外的安全の侵害が極めて重大な侵害とされている。死刑の場合が二つ追加された。敵に情報を提供した官吏の場合（八一条）と「スパイを隠匿した」者の場合である（八三条）。さらに、新たに二つの違反が付け加えられた。敵との通信（七八条）と民間人による計画の伝達（八二一条）である。官吏・軍人の処罰だけでなく、広く民間人も処罰できるようにした。<sup>(28)</sup>

国内の安全の問題については、目立つのは、一八〇八年に再導入され、一八一〇年に確認された、直接アンシャン・レジームから再録された皇帝の身体の神聖にかかる概念であろう。皇帝の生命または身体に対する侵害は、大逆罪となり、尊属殺の刑が科せられる（手首を切り落とされた後に死刑に処せられる）（八六条）。国家の安全に

対する罪については、一八〇一年の法案の一〇箇条から二二二箇

条にまで増加した。特に二つの領域の発展が見られる。侵害・

陰謀（九一条から一〇一条）の分野と国家の安全を危うくする罪の暴露・秘匿に関する市民の不告知（六箇条）の分野である。<sup>(29)</sup>

帝国の構造に対する罪に関しては、執行権の濫用に対する訴追を明らかに制限する傾向にある。違反の数を減らし、刑を減ずる。公共の安寧に対する違反については、公私の偽造について、死刑は一七九一年にはなかつたが、一八〇一年に導入され、

保護法益	重罪・輕罪	違警罪	合計
政治的利益	一九六	一	一九七（四六、六%）
自然道徳利益	一〇六	三	一〇九（三五、七%）
市民道徳利益	五三	二五	七八（一八、四%）
経済的利益	二六	一三	三九（九、三%）
合計	三八一	四二	四二三（一〇〇%）

以後も引き続き存続する。五箇条の違反は、一八〇一年には、倍化し、一八一〇年には、六種類三二箇条にまでになった（一二一一条ならし一六二三条）。処罰の領域を拡大したといふよりむ、より緻密に規定したためである。官吏が職務執行中に犯す重罪・軽罪は、いぜん公権力にとって重大関心であり、権力は腐敗するという革命思想が常に存在する。権力の濫用は、一四箇条からなる重要な分野である（一八四条ならし一九八条<sup>(30)</sup>）。公権力に対する反抗、不服従及び違反については、一八一〇年の法文は、基本的に、一八〇一年の法案の規定を再録した<sup>(31)</sup>。国家は、犯罪概念をめぐって構成された社会的合意が作られ、広まる場所もある。アンシャン・レジームからの傾向は、浮浪者その他の底辺の人々の氾濫を押さえ込むとする革命期にも継続する。

- (1) LASCOUMES, Pierre, PANCELÀ, Pierrette, & LENOËL, Pierre, *Au nom de l'ordre: Une histoire politique du code pénal*, Hachette, 1989, p. 65.
- (2) *Ibid.*, 37-8.
- (3) *Ibid.*, p. 42.
- (4) *Ibid.*, pp. 43-4.
- (5) *Ibid.*, p. 74.
- (6) *Rapport sur le projet du code pénal fait au nome des Comités de Constitution et de Législation criminelle, par Michel Lepeletier de Saint-Fagreau, à l'Assemblée Constituante (Séances des 22 et 23 mai 1791)*, *Ibid.*, p. 334.
- (7) *Ibid.*, p. 77.
- (8) *Ibid.*, p. 79.
- (9) *Ibid.*, pp. 80-1; ALLINNE, Jean-Pierre, *Gouverner le crime: Les politiques criminelle française de la Révolution*

*au XXI<sup>e</sup> siècle, I. L'ordre des notables 1789–1920*, L'Harmattan, Paris, 2003, p. 33.

(2) FRIEDLAND, Paul, *Political Actors: Representative bodies & Theatricality in the Age of the French Revolution*, Cornell University Press, Itaca, 2002, p. 162.

(11) *Ibid.*, p. 277.

(12) SHAPIRO, Barry M., *Revolutionary Justice in Paris, 1789–1790*, Cambridge University Press, Cambridge, 1993, p. 82.

(13) *Ibid.*, p. 223.

(14) *Ibid.*, p. 4.

(15) *Ibid.*, p. 7.

(16) *Ibid.*, p. 54.

(17) DAVID, Andress, "Representing the Sovereign People in the Terror", CROSS, Máire F. & WILLIAMS David, *The French Experience from Republic to Monarchy, 1792–1824: New Dawns in Politics, Knowledge and Culture*, Palgrave, Hampshire, 2000, p. 33.

(18) *Ibid.*, p. 287.

(19) PALMER, R.R., *Twelve Who Ruled: The Year of the Terror in the French Revolution*, Princeton University Press, Princeton, 1958, p. 33.

(20) *Ibid.*, p. 67.

(21) WEBER, Caroline, *Terror and its Suspect Words: Discontents in Revolutionary France*, University Minnesota Press, Minneapolis, 2003, p. 83.

(22) PALMER, *op. cit.*, p. 72.

- (23) *Ibid.*, pp. 74-5.
- (24) LASCOUMES, *op. cit.*, p. 203.
- (25) *Ibid.*, p. 208.
- (26) *Ibid.*, pp. 212-3; ALLINNE, *op. cit.*, p. 69.
- (27) *Ibid.*, p. 187.
- (28) *Ibid.*, p. 251.
- (29) *Ibid.*, p. 252.
- (30) *Ibid.*, pp. 252-3.
- (31) *Ibid.*, p. 255.